

11月24日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

## ● 障がい者千人雇用について ●

### ～内容～

「障がい者千人雇用」（平成28年3月末までに千人の障がい者雇用を目指す。）の実現に向けて、今後の推進方法について調査した。

### ～質疑～

問：条例の制定を考えているようだが、5年間の時限立法とするのはなぜか。ずっと続けなければならないのでは？

答：当然ずっと続けていくが、市長の「目標達成は5年以内に」という強い意志を示したい。状況を見ながら条例の改正を行うよう考えている。

問：雇用主の協力を得るためには、雇用主への助成制度を周知することが大切ではないか。

答：支援制度をわかりやすく解説したパンフレットを作成し、企業へ情報提供する。

問：障がい者を雇用しようと思っても、働きたいと思っている障がい者の障害の程度、所在等情報入手が難しい。公表できないか。

答：ハローワークの求人票は、障害の程度等個人情報がありオープンにはされていない。また、求職者と企業のマッチングには就労支援ルームが力を発揮しているが、人手不足の状態である。県内に3箇所ある障がい者就業・生活支援センターのような組織を立ち上げ専門的に就労支援に当たりたい。

問：養護学校を卒業した子どもたちの「就きたい職業」、「適した職業」の調査、自己表現が上手くできない子どもの就職・退職の履歴調査、仕事に慣れるまでのサポート体制の確立を行うなど就職支援を行ってはどうか。

答：今後、市で立ち上げることを検討している支援機関において専門家、経験者を配置し対応していきたい。

問：働きたいと思っている障がい者が未就労になっている原因は何か。

答：個別の様々な事情があり、求人側と求職側の思いが合わないこと、就労支援ルームの人手不足などが考えられる。

問：先進地視察はどこへ行ったのか。

答：先進地視察はまだ行っていない。支援学校や障がい者を雇用している企業の訪問、特例子会社への研修を行った。視察は今後行いたい。

問：就職が難しいのは健常者も同様である。なぜ、条例を制定しなければならないのか。

答：条例で政策の基本を定め、自分たち職員に「5年間で目標を達成させる。」というプレッシャーをかけ、頑張っていくという思いから条例制定をしたい。

問：障がい者の法定雇用率が守られていない企業もあると思うが、その促進もする必要があるのではないか。

答：法定雇用率が守られていない企業もある。そのような企業には強力をお願いしていく。

問：広報そうじゃに障がい者を雇用している事業所の紹介がされており特定の事業所の宣伝をしているような感がある。既に障がい者を雇用しているが広報そうじゃに掲載されていない事業所も存在しているのだから、不公平な扱いにならないように気をつけてほしい。

答：肝に銘じて記事を書くようにする。